

# 学校だより

函南町立函南中学校  
9月号  
平成29年9月13日発行

## 学校教育目標『活力にあふれ、共に高め合う生徒』

- 重点目標
- (1) 将来の夢を持ち、学習に励む
  - (2) 自分と違う他人を知り、認め合う
  - (3) あいさつ、清掃、諸活動に励み、心身を鍛える

## 実りの秋に

校長 久保田 浩子

朝夕の風に涼しさを感じるころとなりました。校舎脇のキンモクセイからは、秋の訪れを告げるかのようにほのかな香りが漂っています。生徒は、37日間の夏休みを終え、一回り成長した姿で2学期を迎えました。

2学期スタートは、学校行事「蒼龍祭(そうりゅうさい)」体育の部と文化の部に取り組みます。この行事を通して、学級や学年、学校で共に学習・生活する仲間としての「団結力」を高めます。応援よろしくお願ひします。さらに、学期中盤から後半は、この団結力の高まりの中で、日々の授業を充実させ、学力の向上に努めます。

このような2学期、3年生は、進路決定とその実現に向けて、学習のまとめに取り組みます。1. 2年生は、日々の授業をさらに充実したものにすると共に家庭学習や読書に一層励み、内面の充実に努める学期です。

秋は日暮れが早く、虫のさえずりを聞きながらしんみりとした気持ちになります。春から夏の活動的な日々から、内を見つめる内省的な(自分自身の心のはたらきや状態をかえりみる)季節です。日本の四季の変化は、私たち日本人の生活や心の在り方に影響を与えてきました。

大人も子どもも、自身の思いに向き合い、今現在の出来事やこれからのことについて考えたり、読書や人との会話の中に新たな価値を見出したりする、そんなゆっくりと過ごす秋の夜長もよいものです。

私は小さいころから若いころ、夏休みのある「夏」が一番好きでした。年を重ねた今は、「秋」の深まりを楽しみにしています。それは、私自身の人生が、正に「秋」の時期を迎えているからだと思いますが……。

さて、秋の夜長を過ごすにあたり心配されるのは、生徒の携帯やスマートフォンによるSNS等の使用や夜更かしです。家庭で過ごす時間が増える秋から冬にかけてどのような過ごし方をするか、学校でも指導をしますが、ご家庭においてもスマートフォン等の使用について使用時間や利用の仕方等の約束を決めていただき、有意義な家庭生活を送れるよう話し合っていたいただきたいと思います。

「実りの秋」にふさわしい日々となるように、2学期も学校と家庭がさらに連携し、生徒の夢や希望を紡ぐ学期にしたいと思います。

# 全校一斉で道徳授業「友情・信頼 ～いじめを考える～」

9月12日（火）の道徳は、全校一斉で「友情・信頼」について追求する授業を行いました。テーマは「いじめ」です。授業のねらいは、日常生活の中にある何気ない気持ちや相手にかかる一言が、「いじめ」のきっかけとなることを知り、日常生活を見直す中で相手を思いやる心や行動を育てること、そして、実際の「いじめ」による被害やいじめる側の法的責任について理解することです。



## 〔ある教室の一場面〕

- 先生 「理想のクラスを漢字一文字で表してみよう」
- 生徒 「楽しい」「笑う」「和」「優しい」「健康」「仲よし」「信じる」
- 先生 「いじめたくなる時の漢字を漢字一文字で表してみよう」
- 生徒 「怒る」「無視」「嫌い」「悪い」「違う」
- 先生 「いじめをした者がとるべき責任はなんだろう」



どのクラスも、資料として、県教育委員会から発行された「いじめ防止リーフレット」を使用しました。このリーフレットは、静岡県子供いじめ防止条例（概要）が記載されています。全校生徒が「いじめ」といわれる行為は、犯罪的な行為であることを確認し、集団生活においては「友情・信頼」の心を持つ大切さを学習しました。

## 〔 ↓ 全校生徒に配布した資料 〕

**いじめ防止のための静岡県条例ができました!** (平成28年7月19日制定)

静岡県では、いじめ防止対策を総合かつ効率的に進めるため、「静岡県子どもいじめ防止条例」をつくりました。社会全体でいじめから子どもたちを守ります。

**静岡県子どもいじめ防止条例(概要)**

- ◆ いじめの定義(第2条)
  - 「いじめとは、対象となった児童が身体的苦痛を感じているので、インターネットやメールを通じて行われるものも含みます。
- ◆ 基本理念(第3条)
  - 「行状、学級、家庭、地域が連携し、社会全体でいじめから子どもを守ります。全ての子どもが安心して生活できるように、学校の内外関係がいじめをなくします。
  - 「学業が、自らを大切に思う気持ちや自信を育む必要を促します。
- ◆ いじめの禁止(第4条)
  - 「いじめは絶対に許してはいけません。
  - 「いじめを知ったら発覚できないよう隠したり、学校、家庭、地域のの人に知らせたりしましょう。
- ◆ 学校の役割(第7条)
  - 「学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。
  - 「いじめを見つけたら、すぐに知らせます。
- ◆ 保護者の責務(第8条)
  - 「子どもがいじめられたら守ります。
  - 「自らを大切に思う気持ちや自信を思いやる心を育てます。
  - 「いじめなどを行ういじめの防止策に協力します。
- ◆ ネットいじめの防止(第13条)
  - 「ネットいじめがなくなるよう、ネットいじめが起らないよう防止したり、適切なネット利用に関する教育などを行います。

いじめ防止リーフレットが配布されると、県民全体のいじめ防止の意識が高まることとなります。

- **いじめを止めたこと**
  - 誰かがいじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと。
- **いじめを止めたこと**
  - いじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと。
- **いじめを止めたこと**
  - いじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと、いじめを止めたこと。

34回開学SOSダイヤル **0120-0-78310** 県教育委員会

**保護者用のリーフレットも配布しました。いじめの未然防止、そして、いじめ根絶に向けて社会総がかりでの行動をお願いいたします。**

**保護者の皆様へ** 静岡県では、いじめ防止対策を総合かつ効率的に進めるため、「静岡県子どもいじめ防止条例」をつくりました。社会総がかりでいじめの根絶に向けて行動しましょう。

**子どもをいじめから守りましょう**  
いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰も被害者にも加害者にもなる可能性があります。いじめには十分な理由があることも、許されぬ行為です。いじめを身近な脅威と捉え、安心して生活できる環境を社会総がかりで確保しましょう。いじめ防止に取り組むことにより、誰もが互いを尊重し、共に支え合う共生社会の実現につなげましょう。(保護者文の要約)

**いじめの未然防止につながる家庭での取組**

**家庭で見守りましょう**  
お子さんの様子、感じ、話し、行動などに気をつけてお話を聞いてあげてください。お子さんの様子や行動に気になる点があれば、お話を聞いてあげてください。お子さんの様子や行動に気になる点があれば、お話を聞いてあげてください。

**ネット被害から守りましょう**  
インターネットの危険性を子どもに説明し、お子さんのネット利用の状況を把握してください。お子さんのネット利用の状況を把握してください。お子さんのネット利用の状況を把握してください。

**お子さんの様子を見て「おやっ」と思うことはありませんか？**

**いじめられているかも…**

1. 通学し始め、教室での服装や持ち物が壊れる。
2. 授業中に泣き、授業中や休み時間に泣く。
3. 授業中や休み時間に泣く。
4. 授業中や休み時間に泣く。
5. 授業中や休み時間に泣く。
6. 授業中や休み時間に泣く。
7. 授業中や休み時間に泣く。
8. 授業中や休み時間に泣く。
9. 授業中や休み時間に泣く。
10. 授業中や休み時間に泣く。

**いじているかも…**

1. 通学し始め、教室での服装や持ち物が壊れる。
2. 授業中に泣き、授業中や休み時間に泣く。
3. 授業中や休み時間に泣く。
4. 授業中や休み時間に泣く。
5. 授業中や休み時間に泣く。
6. 授業中や休み時間に泣く。
7. 授業中や休み時間に泣く。
8. 授業中や休み時間に泣く。
9. 授業中や休み時間に泣く。
10. 授業中や休み時間に泣く。

**社会総がかりでいじめ防止を!**

学校 保護者 家庭 信頼 相談 仲間

24時間子供 SOSダイヤル **0120-0-78310** 県教育委員会

2学期をスタートし、ステージ目標「団結」のもと、生徒は学習や行事に取り組んでいます。「団結」に必要なことは、生徒一人一人が安心して生活できることです。その基盤のひとつに「いじめ」が起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係、学級風土をつくり出すことが大切です。本校では、「いじめ」問題への対策を教育活動すべての場で進めていきたいと思います。